破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８１１号
福岡県朝倉市馬田2469―１サンライズＫＫ104、住民票上の住所福岡県朝倉市馬田1109番地14
破産者　池田　貴美
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０３号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目２番地７
破産者　大室あつ子
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０２６号
名古屋市天白区海老山町1301番地　フローレンスＭ・Ｉ301号
破産者　杦山　　治
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４８号
愛知県弥富市鎌島１丁目５番地29
破産者　舌古　洋一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６２号
愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室
破産者　オートショップ車楽久こと　土屋　久志
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９３号
名古屋市中川区助光２丁目802番地　シャトルＳＵＫＥＭＩＴＳＵ202号
破産者　佐野　幸次
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４３号
大阪府豊中市寺内２丁目３－８リブレ緑地公園306号、開始決定時の住所大阪府豊中市西泉丘２丁目2422番地１―115号
破産者　松村　稲子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６４号
大阪市住之江区緑木２丁目２番12―707号
破産者　松浦　　忠
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５０号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1910号、前住所兵庫県丹波市市島町上垣374番地５
破産者　永井　康之
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０００号
大阪府寝屋川市楠根南町27番６号
破産者　氏川ひとみ
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８７号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号　プリモ中宮103
破産者　椙山　明美（旧姓北川）
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６６号
大阪市東住吉区西今川３丁目22番６号
破産者　ニットープロセスこと　川村　隆一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５１２号
堺市中区八田西町３丁11―４　ウエノコープ105号尾形方、開始決定時の住所堺市西区鳳東町３丁303番地１　フジパレス鳳東町201号
破産者　石田侑太郎
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２３号
兵庫県三田市弥生が丘６丁目１番地　６番館1701号、開始決定時の住所兵庫県三田市弥生が丘３丁目１番地10
破産者　本田　　孝
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６３号
兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　アクトステージ伊丹728号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目394番地
破産者　中島　教子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成１７年（フ）第６６６号
佐賀県三養基郡みやき町大字西島1313番地の２
破産者　髙島　幸敏
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目３番17号
破産者　石丸　雅之
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係